

平成25年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 行政財産の目的外使用許可について
- 3 監査対象 都市整備部市営住宅課
- 4 監査実施期間 平成25年11月21日から平成26年2月4日まで
- 5 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【市営住宅課】

<p>1（1）事務手続きについて イ 行政財産使用許可申請書の申請日が従前の許可条件として付されていた更新申請する期日（使用を許可された期間の満了1箇月前まで）を過ぎていた。期日前までに申請書を提出させること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 更新申請期日が過ぎないように、申請者への連絡を早めに行い、1箇月前までの提出を促すこととした。</p>
<p>エ 同一の土地で複数使用許可を行い、使用許可期間が重複していた。重複して使用許可を行うことがないよう十分確認すること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 図面等で許可を行う場所が重複していないかの確認を徹底し、適正な許可を行うこととした。平成26年度においては重複していないことを確認した。</p>
<p>オ 上下水道局発注の工事に伴う工事業者に対する使用許可のため、上下水道局下水建設課からの副申が添付されていたが、記載内容が行政財産使用許可書と異なっていた。不備のない文書の提出を求め、受領時には十分確認すること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 不備のない申請書の提出を求め、提出された文書記載内容の確認を徹底した。</p>
<p>1（2）行政財産使用許可について ア 行政財産使用許可申請書の使用目的が正しく記入されていなかった。不備のない申請書の提出を求め、受領時には十分確認すること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 不備のない申請書の提出を求め、申請書の使用目的の確認を徹底した。</p>
<p>イ 行政財産使用許可申請書において、砂消しで字句訂正されていた。不備のない申請書の提出を求め、受領時には十分確認すること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 不備のない申請書の提出を求め、申請書の内容の確認を徹底するとともに、申請書の提出時に記載誤りが判明した場合には、再提出を求めるとこととした。</p>

<p>エ 建物の使用について、土地として使用許可していた。使用許可物件について、十分調査し適正に使用許可手続きを行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 使用許可物件について、現地調査を行い、適正な使用許可を行うこととした。</p>
<p>オ 泊ヶ丘市営住宅に設置されていたゴミ集積場は目的外使用許可の手続きが行われていなかった。速やかに排除するよう指導をすること。ただし、四日市市公有財産規則第5条及び第6条に基づき、使用許可に支障がないと判断される場合には、同規則第8条に基づき、速やかに行政財産使用許可申請書の提出を求め、使用許可を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 指摘のあった泊ヶ丘市営住宅ゴミ集積場については、使用許可するに支障はないと判断し、申請書を提出してもらい、4月1日に使用許可を行った。 今後については、無断での使用がないよう、定期的に現地調査を行うこととした。</p>
<p>2(1)使用料の算定について イ 使用料の算定に用いる土地評価証明書について、使用許可日より後の日付の証明書が添付されていた。証明書については使用許可決裁の起案前に入手し添付すること。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 使用許可日の決裁の起案日以前の日付の証明書を添付するよう改めた。</p>
<p>2(2)使用料の徴収について ア 使用料の納入日が納期限を過ぎていた。納入状況について十分確認をするとともに納期限までに納入されていない場合は催促等を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 納入通知書発送時には納期について周知徹底し、納期限までに納入されない場合には、架電等により催促を行うこととした。</p>
<p>3(1)使用状況の実査について 新規の使用許可以外のものについて、使用状況の実査を行われていなかった。許可内容と実際の使用状況と相違していないかなど、使用状況の実査を行い、記録を文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 6月27日 定期的に現地調査を行い、その記録を文書として残していくこととした。</p>

平成25年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 行政財産の目的外使用許可について
- 3 監査対象 都市整備部市営住宅課
- 4 監査実施期間 平成25年11月21日から平成26年2月4日まで
- 5 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【市営住宅課】

<p>(1) 使用許可について ア 各種団体から使用許可申請が提出されることから関係部署と十分協議を行うとともに、窓口での対応は課や担当者のみで判断をせず、複数で対応するとともに上位職による牽制を働かせること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年4月1日 使用許可申請が提出される場合には、複数の職員で対応するとともに、関係機関の把握、連絡、協議を行い、判断するように改めた。</p>
<p>イ 赤堀市営住宅において、地域活動に係る駐車場として使用許可しているが、現地監査では、個人に貸していると思われるような状況であった。市営住宅区域内だけでなく地域や近隣駐車場との公平性について検討し改善すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成26年9月29日 使用許可申請の内容と異なる使用を行わないよう、申請及び許可時点でも徹底するとともに、許可物件の現地調査を行っていくよう改めた。赤堀町市営住宅については、許可内容と異なる使用を行わないよう指導を行った。</p>
<p>ウ 泊ヶ丘や高花平等市営住宅のある地域では、敷地や住宅が空いと自治会に対して花壇、菜園、子供広場や集会所などの使用目的で使用許可をしている。他の自治会との公平性を欠く可能性があるため、使用許可にあたっては基準を作成するなど、自治会間の公平性に留意し改善を図ること。【改善事項】</p>	<p>【検討中】 平成26年9月29日 新しい入居者を募集していない用途廃止予定の団地については、集会所等の使用目的で市営住宅団地を含む自治会へ目的外使用許可を行っているが、他の自治会との公平性を欠く可能性もあることから、今年度中に使用許可にあたっての基準の作成を行っていく。</p>
<p>(2) 使用状況の実査について 使用許可物件の使用状況について、年1回以上は物や員数の確認及び財産の状況、稼働状況、管理状況も含めて実査し、記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成26年9月29日 許可を行った物件に関して、利用状況、管理状況等を実査するとともに、利用状況の報告を促す等、記録を文書に残すようにしていく。</p>

(3) 未利用財産の活用について

取り壊した市営住宅の跡地を目的外使用許可として使用させているものもあるが、未利用財産の効率的な活用方法について検討すること。

また、目的外使用許可が可能な施設や土地については、公平性の観点から市民全体に広報すること。【要望事項】

【 検討中 】 平成26年 9月29日

建替え予定及び用途廃止予定等の団地の建物除却後の敷地については、建替え等実施までの間は、適正な管理を行っていく。今後の効率的な活用方法について検討を行っていく。